都道府県	
山形	0.959
福島	0.913
茨城	0.944
栃木	0.955
群馬	0.953
埼玉	0.947
千葉	0.954
東京	0.959
神奈川	0.954
新潟	0.928
富山	0.963
石川	0.947
福井	0.940
山梨	0.980
長野	0.951
岐阜	0.925
静岡	0.938
愛知	0.950
三重	0.935
滋賀	0.951
京都	0.962
大阪	0.944
兵庫	0.981
奈良	0.961
和歌山	0.951
鳥取	0.965
島根	0.929
岡山	0.942
広島	0.951
山口	0.944
徳島	0.961
香川	0.951
愛媛	0.955
高知	0.976
福岡	0.965
佐賀	0.960
長崎	0.958
熊本	0.953
大分	0.966
宮崎	0.952
鹿児島	0.967
沖縄	0.961
指定都市	
札幌	0.965
仙台	0.949
さいたま	0.961
千葉	0.934
横浜	0.935
川崎	0.935
新潟	0.910
静岡	0.995
浜松	0.935
名古屋	0.928
京都	0.958
大阪	0.941
堺	0.907
神戸	0.980
広島	0.939
北九州	0.949
福岡	0.963

○総務省令第百十五号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

総務大臣　片山　善博

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

第一条第二項中「法第三条第五項」を「法第三条第六項」に改める。

第四条中「法第三条第三項」を「法第三条第四項第四号」に、「各都道府県の児童手当対象児童」を「児童手当対象児童の数」に、「よって厚生労働省に報告された」を「に基づいて厚生労働省に報告された」に、「小学校修了前特例給付支給状況報告（被用者及び非被用者の分）」の「第二表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「支給対象児童数（うち小４から小６）」（以下「小学校第四学年から小学校修了前までの児童手当対象児童数」という。）の合計の管内市町村の計と」を「平成二十一年度二月末時点の報告書（以下「児童手当支給状況報告書」という。）における様式二第二表⑵中区分「附則第七条給付・被用者（うち小４から小６）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計の管内市町村の計に「子ども手当の新規対象者数推計について」（平成二十三年四月十一日付け雇児育発第〇四一一第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）に基づいて厚生労働省に報告された当該年度の前年度二月末現在の調査（以下「子ども手当推計調査」という。）における「様式２　子ども手当の新規対象者数の見込み（被用者・非被用者）」（以下「様式２」という。）中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「小学校６年生までの住民数（平成二十三年二月末現在）」の管内市町村の計から様式２中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「３歳未満の住民数（平成二十三年二月末現在）」の管内市町村の計を控除して得た値を様式２中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付取得制限該当者数の見込み」における「小学校６年生までの住民数（平成二十二年二月末現在）」の管内市町村の計から様式２中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「３歳未満の住民数（平成二十二年二月末現在）」の管内市町村の計を控除して得た値（以下「都道府県被用者・非被用者３歳から小学校６年生まで伸び率」という。）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「附則第七条給付・非被用者（うち小４から小６）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計の管内市町村の計に都道府県被用者・非被用者３歳から小学校６年生まで伸び率を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び区分「附則第八条給付（うち小４から小６）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計に都道府県被用者・非被用者３歳から小学校６年生まで伸び率を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数と、に、「「小学校修了前特例給付支給状況報告（公務員分）」の「第二表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「支給対象児童数（うち小４から小６）」（以下「小学校第四学年から小学校修了前までの児童手当対象児童数（公務員分）」という。）の合計」を「平成二十一年度二月末時点の報告書（以下「児童手当支給状況報告書（公務員分）」という。）における様式二第二表⑵中区分「附則第七条給付（うち小４から小６）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計に子ども手当推計調査における「様式１　子ども手当の新規対象者数の見込み（公務員）」（以下「様式１」という。）中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「小学校６年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十三年二月末現在）」から様式１中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「３歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値を様式１中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「小学校６年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」から様式１中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「３歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値（以下「地方公務員３歳から小学校６年生まで伸び率」という。）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び区分「附則第八条給付（うち小４から小６）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計に地方公務員３歳から小学校６年生まで伸び率を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（以下「小学校第四学年から小学校修了前までの児童手当対象児童数（公務員分）」という。）の合計」に改め、同条第二項から第六項までを次のように改める。

２　法第三条第七項第四号の総務省令で定める児童手当対象児童の数は、児童手当支給状況報告書における様式二第二表⑵中区分「附則第七条給付・被用者（うち小４から小６）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計に子ども手当推計調査における様式２中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付取得制限該当者数の見込み」における「小学校６年生までの住民数（平成二十三年二月末現在）」から様式２中「④被用者・非被用者に係る児

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の普通交付税から適用する。